令和８年台風第25号における災害崩落土砂処理助成要綱

（総則）

第１条　この要綱は、令和８年台風第25号による崖崩れ災害により被災した所有者等に対し、崩落土砂等の撤去をする際に必要となる費用の助成により所有者等の負担軽減及び二次災害の防止を目的とする。

２　崩落土砂等の撤去をする際に必要となる費用に対する助成については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「交付規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）崖　地表面が水平面に対し30度以上の角度をなす土地で、かつ、高さが２メートル以上のものをいう。

（２）所有者等　崖の個人所有者、崖崩れ等により被害を受けた保全家屋等の所有者（居住の用に供している建築物の所有者が法人の場合を除く）、保全家屋等の居住者又は当該建物の敷地の個人所有者をいう。

（３）保全家屋等　崖崩れ等が発生した時点において居住の用に供している建築物、市が風水害時避難所に指定している町内会館又は寺院若しくは神社及び別表に掲げる施設をいう。

（４）既成宅地　崖崩れ等により保全家屋等に被害のおそれがある土地又は崖崩れ等により保全家屋等が被害を受けた土地をいう。

（５）崖崩れ等　崖からの崩落土砂及び倒木で本市職員が確認しているものをいう。

（６）崩落土砂　崩落した土砂並びに当該土砂に含まれるコンクリート塊で１立方メートル以上のものをいう。

（７）倒木　目通り直径が 20 センチメートル以上で、かつ、樹高が５メートル以上のものをいう。

（助成の対象）

第３条　助成の対象となる作業は、令和８年台風第25号により発生した既成宅地に存する崖崩れ等による崩落土砂及び倒木を撤去、または処分を終える作業（以下、「災害崩落土砂処理」という。）であって、令和９年３月31日までに終えるものとする。

２　前項に規定する災害崩落土砂の処理が、所定の期限までに完了しない見込みである場合若しくは完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、すみやかに市

長に報告し、その指示を受けるべきこと。

３　助成を受けようとする者は、令和８年11月13日までに本市職員が当該宅地の被災状況を確認し、令和８年11月30日までに、交付規則第４条の規定に基づき、補助金等交付申請書を提出しなければならない。

（助成の対象となる土地）

第４条　災害崩落土砂処理の助成対象となる土地は、崖の下端からの水平距離が、崖の高さに相当する距離の２倍の範囲内に保全家屋等が存する土地に接する崖で、かつ、がけと反対側の保全家屋等の端から水平角で30度以内にある崖とする。ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第 191号）第22条第２項の規定による勧告（自然災害を原因とした勧告を除く。）の対象となった土地は、助成対象としない。

（助成を受けることができる者）

第５条　資金の助成を受けることができる者は、所有者等で市税を滞納していないものとする。

２　同一の崖崩れ等に対する助成は、１回限りとする。

（助成を受けようとする者の責務）

第６条　助成を受けようとする者は、近隣住民等との関係に十分配慮するよう努めなければならない。

（助成の金額）

第７条　資金の助成額は、予算の範囲内において、市が算出した災害崩落土砂処理に係る費用に５分の４を乗じて得た額又は実際に災害崩落土砂処理要した費用の額に５分の４を乗じて得た額のいずれか低い額とし、１件につき 160万円を上限とする。

２　前項に規定する助成額に 1,000円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てるものとする。

（施行者）

第８条　第３条に規定する作業の施行者は、契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）第５条第２項に規定する競争入札参加有資格者名簿に登録された者とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（実績報告）

第９条　交付規則第10条に規定する市長の定める書類は、崩落土砂等の撤去作業に従事した人数及び当該作業で使用した資機材がわかる資料及び写真等とする。

附　則

この要綱は、令和８年10月22日から施行する。

２　この要綱は、台風第25号発生日の令和８年９月21日より適用する。

別表（第２条関係）

１　老人福祉法（昭和38年法律第133号）第５条の３に規定する老人福祉施設
２　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第５条第１項に規定する身体障害者社会参加支援施設
３　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する児童福祉施設
４　生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第１項に規定する保護施設
５　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条第１項に規定する母子・父子福祉施設
６　全各項に規定するもののほか、これらに類する社会福祉施設
７　幼稚園及び特別支援学校
８　病院、診療所及び助産所（入所施設を有するものに限る。）